

＊北海道公報		発行 北海道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント㈱
目次		ページ
告 示		
○有害興行の指定……………（道民活動文化振興課）		17
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（食品衛生課）		17
○農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定の一部改正……………（農地調整課）		18
○農地法第6条第1項第2号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定の一部改正……………（農地調整課）		18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）		18
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（出納局総務課）		19
支庁告示		
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………		19
道教育庁後志教育局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告……………		21
道人事委員会告示		
○市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正……………		22
○派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正……………		23
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………		24
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正……………		24
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正……………		24
告 示		
北海道告示第533号		
北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。		
平成18年6月13日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
興行の種別		興行の題名
映画	混浴温泉	湯煙で艶あそび
同	欲望の尼寺	煩惱みだれ観音
同	痴漢電車	秘貝いたずら指技
同	愛妻日記	
同	ホワイトルーム	
同	熟母・娘	乱交
同	ソースの小壘	
同	童心	
同	熟女・人妻狩り	
制作会社又は配給会社		指定の範囲
オーピー映画		全 部
同		
同		
アルチンボルド		
同		
新 東 宝 映 画		
アルチンボルド		
同		
新 東 宝 映 画		
指 定 の 理 由		
著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため		
北海道告示第534号		
次のとおり随意契約の相手方を決定した。		
平成18年6月13日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 随意契約に係る物品等の名称及び数量		
(1) 随意契約に係る物品等の名称		テセーBSE 1セット当たり単価
(2) 数 量		調達予定数量 1,078セット
2 随意契約の相手方を決定した日		
平成18年5月30日		
3 随意契約の相手方の氏名及び住所		
(1) 氏 名		北海道和光純薬株式会社
(2) 住 所		札幌市北区北15条西4丁目10番地
4 随意契約に係る契約金額		
テセーBSE 1セット当たり単価		208,200円
5 契約の相手方を決定した手続		
随意契約		
6 随意契約によった理由		
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項1号の規定による。		
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		
(1) 名 称		北海道保健福祉部保健医療局食品衛生課
(2) 所在地		札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第535号

平成9年北海道告示第807号（農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定）の一部を次のように改正する。

平成18年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

「虻田町 大滝村」を「洞爺湖町のうち旧虻田町の区域」に改める。

北海道告示第536号

平成9年北海道告示第808号（農地法第6条第1項第2号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定）の一部を次のように改正する。

平成18年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

「根室市のうち旧和田村の区域 4.5」の次に「北見市のうち旧端野町の区域 4.3」を加え、「札幌市のうち旧篠路村の区域 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市のうち旧石狩市の区域 北見市」を「札幌市のうち旧篠路村の区域 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市のうち旧石狩市の区域 北見市のうち旧北見市及び旧常呂町の区域」に、「美唄市」を「岩見沢市のうち旧北村及び旧栗沢町の区域 美唄市」に、「旭川市（旧旭川市の区域を除く。） 富良野市」を「旭川市（旧旭川市の区域を除く。） 富良野市 北見市のうち旧留辺蘂町の区域」に、「札幌市（旧札幌市及び旧篠路村の区域を除く。） 石狩市のうち旧厚田村及び旧浜益村の区域 夕張市」を「札幌市（旧札幌市及び旧篠路村の区域を除く。） 石狩市のうち旧厚田村及び旧浜益村の区域 夕張市 岩見沢市のうち旧岩見沢市の区域」に、「北村 栗沢町 南幌町」を「南幌町」に、「和寒町 剣淵町 風連町」を「和寒町 剣淵町」に、「浜頓別町 中頓別町 歌登町」を「浜頓別町 中頓別町 枝幸町のうち旧歌登町の区域」に、「猿払村 枝幸町」を「猿払村 枝幸町のうち旧枝幸町の区域」に、「女満別町 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 端野町」を「大空町のうち旧女満別町の区域 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町」に、「東藻琴村 訓子府町 常呂町」を「大空町のうち旧東藻琴村の区域 訓子府町」に、「置戸町 留辺蘂町」を「置戸町」に、「豊浦町 虻田町 洞爺村 大滝村」を「豊浦町 洞爺湖町」に、「早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「安平町 厚真町 むかわ町」に、「日高町 平取町 門別町 新冠町 静内町 三石町」を「日高町 平取町 新冠町 新ひだか町」に改める。

北海道告示第537号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

爾志郡乙部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、乙部町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。
乙部町（次の図に示す部分に限る。）

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

爾志郡乙部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、乙部町（次の図に示す部分に限る。）、久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、せたな町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

爾志郡乙部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、乙部町（次の図に示す部分に限る。）、久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、せたな町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第538号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 平成18年6月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項鵒川町農業協同組合の事項中「鵒川町農業協同組合」を「鵒川農業協同組合」に改める。	イ 北海道函館土木現業所江差出張所 1台 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入等の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成18年6月13日から27日まで（土曜日及び日曜日を除く。） イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-0806 函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階入札室 (送付による場合は、郵便番号 041-0806 北海道函館土木現業所企画総務部総務課) (2) 入札日時 平成18年7月25日（火）午後1時30分（送付による場合は、必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項
支 庁 告 示	
北海道渡島支庁告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成18年6月13日 北海道渡島支庁長 成 田 一 憲 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 除雪トラック 2台 交換契約により除雪トラック2台（10t級、6×6、S・G・2W）を契約の相手方に供し、除雪トラック2台（10t級、6×6、S・G・2W）を当該契約の相手方から調達する。 イ 除雪トラック 1台 交換契約により除雪トラック1台（7tダンプ、S）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級、6×6、S・G・1W）を当該契約の相手方から調達する。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書（ア、イ）による。 (3) 納入期限 平成18年11月30日 (4) 納入場所 ア 北海道函館土木現業所江差出張所 2台	

- (1) 交 付 場 所 4に同じ
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 041-0806 函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138-47-9608
- 10 Summary
- A. Nature and quantity of the products to be procured :
- a. Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 2
- b. Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 1
- B. Bit tendering date and time : 1 : 30 P. M., July 25, 2006
- C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hakodate District Public Works Management Office, 16-gou, 6-ban, 4-chome, Mihara chou, Hakodate, Hokkaido, 041-0806 Japan.
Phone : 0138-47-9608

北海道十勝支庁告示第16号

- 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
- なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 平成18年6月13日

北海道十勝支庁長 佐々木 里 士

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア 除雪トラック 4台
- 交換契約により除雪トラック2台（10t級、6×6、A・G・2W付、10t級、ダンプ、A）、除雪グレーダ1台（4.0m・1W）、除雪ドーザ1台（13t・汎用）、を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級、6×6、S・G・2W付）、除

- 雪トラック3台（10t級、6×6、S・G・1W付）を当該契約の相手方から調達する。
- イ 除雪グレーダ 1台
- 交換契約により除雪グレーダ1台（3.7m・A・2W）を契約の相手方に供し、除雪グレーダ1台（3.7m・A）を当該契約の相手方から調達する。
- ウ 凍結防止剤散布車 2台
- 交換契約により凍結防止剤散布機2台（2.0m³車載式）を契約の相手方に供し、凍結防止剤散布車2台（湿式2.5m³級）を当該契約の相手方から調達する。
- アからウについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成18年11月27日
- (4) 納 入 場 所
- ア 北海道帯広土木現業所事業部事業課 2台
イ 北海道帯広土木現業所鹿追出張所 3台
ウ 北海道帯広土木現業所浦幌出張所 2台
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成18年6月13日（火）から7月4日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道帯広土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所会議室 (送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課) (2) 入 札 日 時 平成18年7月24日(月)午後1時30分(送付による場合は、必着) (3) 開 札 場 所 アに同じ。 (4) 開 札 日 時 イに同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 8 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 (1) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添え、申し込むこと。 (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 電話番号 0155-26-9094 9 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : (a) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 1 (b) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 3 (c) Snow Removing Grader (Blade length : 3.7meters class) Quantity 1	(d) Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 2.5cubic meters, 4-wheels drive) Quantity 2 B. Bid tendering Date and time : 1 : 30 P. M., July 24, 2006 C. Contact point of notice:General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Obihiro District Public Works Management Office, 1-banti, Higashi 3-jo, Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan Phone : 0155-26-9094 <tr> <td colspan="2"> 道教育庁後志教育局告示 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 北海道教育庁後志教育局告示第9号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成18年6月13日 北海道教育庁後志教育局長 中 江 修 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 パーソナルコンピュータの賃貸借(1月当たりの単価) イ 数量(単位 台) パーソナルコンピュータ(126台分) (うち職業学科用84台、総合文書処理装置用42台) (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書のとおり (3) 納 入 期 日 平成18年9月1日(金) (4) 調達物品等の契約期限 平成18年9月1日から平成23年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (5) 納 入 場 所 北海道小樽商業高等学校(小樽市緑3丁目4番1号) 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 </td></tr>	道教育庁後志教育局告示		北海道教育庁後志教育局告示第9号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成18年6月13日 北海道教育庁後志教育局長 中 江 修		1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 パーソナルコンピュータの賃貸借(1月当たりの単価) イ 数量(単位 台) パーソナルコンピュータ(126台分) (うち職業学科用84台、総合文書処理装置用42台) (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書のとおり (3) 納 入 期 日 平成18年9月1日(金) (4) 調達物品等の契約期限 平成18年9月1日から平成23年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (5) 納 入 場 所 北海道小樽商業高等学校(小樽市緑3丁目4番1号) 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
道教育庁後志教育局告示							
北海道教育庁後志教育局告示第9号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成18年6月13日 北海道教育庁後志教育局長 中 江 修							
1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 パーソナルコンピュータの賃貸借(1月当たりの単価) イ 数量(単位 台) パーソナルコンピュータ(126台分) (うち職業学科用84台、総合文書処理装置用42台) (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書のとおり (3) 納 入 期 日 平成18年9月1日(金) (4) 調達物品等の契約期限 平成18年9月1日から平成23年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (5) 納 入 場 所 北海道小樽商業高等学校(小樽市緑3丁目4番1号) 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。							

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成18年6月13日から7月11日まで（土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時まで） イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁後志教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎4号会議室 （送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課） (2) 入札日時 平成18年7月25日（火）午前11時（送付による場合は、平成18年7月24日必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。なお、電子メール又は郵送による交付を希望する場合は、次のとおりとする。 ア 電子メールによる交付を希望する場合 契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：tamura.tomohiro@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。	イ 郵送による交付を希望する場合 A 4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(ウ)及び3の(1)による。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 (1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約額金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道教育庁後志教育局企画総務課 イ 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136-23-1977 10 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 126 1 set B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., July 25, 2006 (If mailed bids must arrive no later July 24) C. Contact : kita-1 higashi-2, Kutchan-Town, abuta-gun, Hokkaido, Japan, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education 044-8544 Phone : 0136-23-1977 道 人 事 委 員 会 告 示 北海道人事委員会告示第17号 平成13年北海道人事委員会告示第18号（市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びそ
---	--

の級別並びに準特地部局の指定)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から適用する。

平成18年6月13日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

第1項の表檜山支庁管内の項中

「	厚沢部町新町	厚沢部町役場	1	を削
	せたな町瀬棚区本町	せたな町瀬棚総合支所	2	」

り、同表後志支庁管内の項中

「	寿都町字新栄町	寿都町立寿都診療所	2	を削
			」	

り、

「	留寿都村字留寿都	留寿都村役場	2	を
	共和町南幌似	共和町役場	2	」
	積丹町大字美国町字船瀬	積丹町役場	2	

「	真狩村字真狩	真狩村役場	2	に改
			」	

め、同表空知支庁管内の項を削り、同表網走支庁管内の項中

「	美幌町字東3条北2丁目	美幌町保健福祉総合センター	1	、
			」	

「	小清水町字小清水	小清水町役場	1	及び
	遠軽町1条通北1丁目	遠軽町保健福祉総合センター	1	」

「	大空町女満別西3条4丁目	大空町役場	1	を削
			」	

り、同表胆振支庁管内の項を削り、同表日高支庁管内の項中

「	新冠町字北星町	新冠町役場	2	を
			」	

「	平取町本町	平取町農業支援センター	2	に改
			」	

め、同表十勝支庁管内の項中

「	上士幌町字上士幌東3線	上士幌町役場	2	を
			」	

「	上士幌町字上音更	上士幌町営ナイタイ高原牧場	3	に改
	上士幌町字上士幌東3線	上士幌町役場	2	」

め、同表根室支庁管内の項中

「	別海町別海常盤町	別海町役場	2	を削
			」	

り、

「	標津町北2条西1丁目	標津町役場	2	を
			」	

「	中標津町丸山2丁目	中標津町教育委員会事務局	1	に改
			」	

める。

第2項の表渡島支庁管内の項を削り、同表釧路支庁管内の項中

「	厚岸町字住の江町	厚岸町保健福祉総合センター		を
				」

「	厚岸町字真栄町1条	厚岸町役場		に改
				」

める。

北海道人事委員会告示第18号

平成13年北海道人事委員会告示第19号(派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から適用する。

平成18年6月13日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

第1項の表渡島支庁管内の項を削り、同表檜山支庁管内の項中

「	上ノ国町字大留	上ノ国町教育委員会事務局	2	を削
			」	

り、同表後志支庁管内の項中

「	寿都町字開進町	寿都町教育委員会事務局	2	を
			」	

「	寿都町字開進町	寿都町教育委員会事務局	2	に改
	神恵内村大字神恵内村	神恵内村教育委員会事務局	3	」

め、同表空知支庁管内及び留萌支庁管内の項を削り、同表宗谷支庁管内の項中

「 枝幸町歌登東町 | 枝幸町教育委員会事務局歌登分室 | 2 | 」を
「 枝幸町本町 | 枝幸町教育委員会事務局 | 2 | 」に改
め、同表胆振支庁管内の項中
「 伊達市大滝区本郷町 | 伊達市教育委員会大滝教育事務所 | 3 | 」及び
「 洞爺湖町洞爺町 | 洞爺湖町教育委員会洞爺教育事務所 | 3 | 」を削
り、同表十勝支庁管内の項中
「 鹿追町東町3丁目 | 鹿追町教育委員会事務局 | 1 | 」及び
「 浦幌町字桜町 | 浦幌町教育委員会事務局 | 1 | 」を削
り、同項の次に次のように加える。

釧路	鶴居村鶴居東5丁目	鶴居村教育委員会事務局	3
----	-----------	-------------	---

第1項の表根室支庁管内の項中
「 羅臼町栄町 | 羅臼町公民館 | 3 | 」を削
る。

北海道人事委員会告示第19号

平成13年北海道人事委員会告示第13号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成18年4月21日から適用する。

平成18年6月13日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

十勝支庁管内の項中
「 陸別町字陸別原野基線 | 陸別小学校 | 1 |
陸別町字陸別原野基線 | 陸別中学校 | 1 | 」を
「 陸別町字陸別原野基線 | 陸別小学校 | 2 |
陸別町字陸別原野基線 | 陸別中学校 | 2 | 」に改

める。

北海道人事委員会告示第20号

平成13年北海道人事委員会告示第14号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成18年4月21日から適用する。

平成18年6月13日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

網走支庁管内の項中
「 北見市川東 | 紋別養護学校きたみ学園分校 | 」を
「 北見市川東 | 紋別養護学校きたみ学園分校 |
北見市上ところ | 上常呂小学校 |
北見市広郷 | 上常呂中学校 | 」に

改める。

北海道人事委員会告示第21号

平成13年北海道人事委員会告示第15号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成18年4月21日から適用する。

平成18年6月13日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

網走支庁管内の項中
「 北見市上ところ | 上常呂小学校 |
北見市広郷 | 上常呂中学校 | 」を

削る。